

# 令和8年度 一般廃棄物処理実施計画

令和8年4月  
三重県紀宝町

## 目 次

I	基本事項	
1	目 的	1
2	処理計画期間	1
3	処理計画区域	1
II	一般廃棄物処理実施計画	1
1	処理計画量	1
2	処理主体	2
3	処理計画	2
4	収集運搬計画	4
	(1) 収集区域	4
	(2) 収集回数及び区分	4
	(3) 外部搬出	5
	(4) 処理施設への直接搬入	5
5	ごみ処理施設の整備計画	5
III	生活排水処理実施計画	6
1	処理計画量	6
	(1) 処理主体人口	6
	(2) し尿・浄化槽汚泥処理量	6
2	処理主体	6
3	処理計画	6
	(1) 合併浄化槽整備	6
	(2) 単独浄化槽・生活排水処理	7
4	収集運搬計画	7
	(1) 収集区域	7
	(2) 収集方法	7

# I 基本事項

## 1 目的

紀宝町一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) 第 6 条第 1 項及び紀宝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条の規定に基づき、町の一般廃棄物の処理実施計画を定めます。

## 2 処理計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

## 3 処理計画区域

紀宝町全域

# II 一般廃棄物処理実施計画

## 1 処理計画量

令和 8 年度における一般廃棄物等の処理に係る目標値を次の通り定めます。

(t/年)

種 類		8 年度 (目標値)
可燃ごみ		1,742
不燃ごみ		149
粗大ごみ		55
資源物	資源プラスチック (容器プラ)	798
	金物類 (アルミ、スチール、うす鉄等)	
	ビン類 (リターナブルビン、ワンウェイビン)	
	ペットボトル、トレイ (白のみ)	
	古紙類、飲料パック類	
	衣類	
	小型家電	
	木質系資源 (枝木、草、腐葉土)	
生ごみ堆肥 (実験場、事業系)		19
計		2,931

## 2 処理主体

種 類		収集運搬	中間処理	最終処分	
可燃ごみ	家庭系	直営・南牟婁清掃施設組合※1	業者委託（焼却）	埋立て	
	事業系	許可業者・南牟婁清掃施設組合※1	業者委託（焼却）	埋立て	
不燃ごみ		直営	南牟婁清掃施設組合	埋立て	
資 源 物	資源プラスチック	直営	業者委託	リサイクル	
	金物類				
	ビン類				
	ペットボトル、トレー				
	古紙類、飲料パック類				
	衣類				
	小型家電				
	木質系資源	枝木、草類	直営		業者委託
		腐葉土			
	生ごみ堆肥	実験場	直営		紀宝町
事業系		直接搬入	紀宝町		

※1 南牟婁清掃施設組合は、可燃ごみの積み替え保管後委託業者への運搬を実施

## 3 処理計画

ごみの排出抑制・資源化の取り組みについて

### (1) 町の政策

ア 可燃ごみ及び埋立ごみの減量化を図るため、積極的に資源化を進め分別収集を行います。

イ 分別収集の周知徹底を図るため、住民説明会等を行います。

・令和3年4月から開始した、容器包装プラスチックの分別収集について積極的に情報発信を行い啓発に努めます。

ウ 家電リサイクル法に定める品目のリサイクルに努めます。

エ 広報紙、分別説明会等により分別の周知徹底を図ります。

オ 生ごみの更なる減量化・資源化を図るため、引き続き生ごみ処理容器等の購入補助制度を実施します。

カ 町内事業者から排出される事業系廃棄物の分別と適正処理を促します。

キ 更なるごみの減量化をすすめるため、4R※の推進を図ります。

※4R：リフーズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

### (2) 地域の役割

ア 各地区に設置しているごみ集積所の管理運営等。

イ 各地区に設置しているごみ集積所の新設、改廃等の地元調整。

ウ 地域での集会等の実施にあわせた分別説明会等の開催協力。

### (3) 各家庭の取り組み

ア 日頃の生活を点検し、ごみの排出抑制に努めます。

- ・買い物時のマイバック持参し、できるだけレジ袋を受け取りません。また、家族の人数に見合った量を購入し過大購入に留意します
- ・繰り返し使える容器に入った商品や、詰め替え商品の選択に努めます。
- ・調理の際は、エコクッキングに配慮し、食材を使い切ることや作り過ぎないように努めます。

イごみの資源化に努める。

- ・町のごみ排出ルールに基づき、積極的に分別収集に努めます。
- ・資源として活用できる雑紙や小さな紙類は、可燃ごみとして排出せず、できる限り資源として分別し排出するよう努めます。
- ・まだ使える不要な日用品等はフリーマーケットやリサイクル事業者等を活用します。

ウ 各家庭で生ごみの堆肥化・減量化等に努めます。生ごみ処理容器等の購入補助制度の活用に努めます。また、活用が困難な家庭で可燃ごみとして排出する際には、水切りを徹底します。

### (4) 事業所等の取り組み

ア 自ら排出する事業系ごみ（一般廃棄物）は、排出抑制はもとより資源化を優先し、ごみとして排出する量を極力減らすよう努めます。

イ 飲食店等の生ごみが出る事業者は、事業者の実情に合わせ、町が運営する事業系生ごみ堆肥化施設の活用や、自家処理・委託処理等を選択して堆肥化等資源化に努めます。

ウ 再資源化による商品の流通を促進するため、再資源化商品の利用に努めます。

エ 町や地域が実施するごみの減量化や資源化の施策に積極的に協力します。

### (5) 小売店等商品を販売する事業所等の役割

ア 販売した商品の容器包装類等を回収するよう努めます。（回収ボックスの設置等）

イ 仕入れにあたっては過大包装を避け、商品の容器包装類が消費者において容易に分別できるものか等を考慮するよう努めます。また、衛生面を損なわない範囲で簡易包装に努めます。

ウ 消費者の買い物袋持参運動に協力し推進を図ります。

## 4 収集運搬計画

### (1) 収集区域

紀宝町全域

### (2) 収集回数及び区分

ア 一般廃棄物の収集回数及び区分は、年度当初にごみカレンダーで示す通りとします。

※分別区分の詳細は、ごみカレンダーに折り込みされている「資源とごみの正しい分け方」及び紀宝町ごみ分別アプリを参照

	月	火	水	木	金
第1週	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ (全地区)	ビン (全地区)	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ(全地区)
	草木類 (旧鶴殿地区)	草木類 (旧紀宝地区)	資源 (鶴殿A地区)	資源 (成川・神内)	草木類(全地区)
第2週	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ (全地区)	資源にならないごみ (全地区)	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ(全地区)
	草木類 (旧鶴殿地区)	草木類 (旧紀宝地区)	資源 (鶴殿B地区)	資源金物 (全地区)	草木類(全地区)
第3週	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ (全地区)	ビン (全地区)	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ(全地区)
	草木類 (旧鶴殿地区)	草木類 (旧紀宝地区)	資源 (鶴殿A地区)	資源 (成川・神内)	草木類(全地区)
第4週	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ (全地区)	資源にならないごみ (全地区)	可燃ごみ (全地区)	可燃ごみ(全地区)
	草木類 (旧鶴殿地区)	草木類 (旧紀宝地区)	資源 (鶴殿B地区)	資源金物 (全地区)	草木類(全地区)
					資源 (川丈～相野谷)

### イ 粗大ごみ

・戸別訪問収集(春・秋の年2回)は、地区ごとに収集日を定め個別回収を実施。収集日程及び申込期限は、広報誌に折り込みを行い全戸配布にて案内。

・リサイクルセンターへの持ち込みは、事前に環境衛生課にて粗大ごみ持ち込申込書に必要事項を記入し受付印を押印した申込書を持参しリサイクルセンターへ搬入する。

### ウ 生ごみ堆肥化実証実験

・一部地域で実施している家庭用生ごみ堆肥化実証実験に係る回収については、毎週月・木曜日に集積所ごとに回収する。

### (3) 外部搬出

町内及び南牟婁清掃施設組合において処理できない一般廃棄物等については、民間事業者を含め処理施設を有する市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知を行い適正に処理を進めます。

### (4) 処理施設への直接搬入

引っ越し等、収集日にごみを排出する事が困難な場合のみ、紀宝町リサイクルセンターへの直接搬入を受け入れる事とし、事前に環境衛生課に協議を行うこと。

事業系可燃ごみの南牟婁清掃施設組合への直接搬入は、一般廃棄物収集運搬許可事業者（12事業者）の範囲内において、南牟婁清掃施設組合で搬入許可を受けている事業者（3事業者）のみ搬入できるものとする。

一般廃棄物収集運搬許可事業者 ※令和8年4月1日時点

	事業者名	一般廃棄物 収集運搬業	一般廃棄物 処分業	浄化槽 清掃業	南牟婁清掃 施設組合
1	祐建設	○			
2	(株)ナカミチ建機サービス	○	○		
3	(株)J P ハイテック	○			
4	熊野小型運送(株)	○			○
5	(有)五味建設	○			
6	(有)前田商店	○			○
7	(有)小阪組	○			
8	(株)eco キューブクリーンサービス	○			
9	尾鷲環境開発(株)	○			○
10	新宮環境整備事業(株)	○		○	
11	(有)南清社	○		○	
12	(有)熊野衛生	○		○	

## 5 ごみ処理施設の整備計画

東紀州5市町で構成する一部事務組合（東紀州環境施設組合）において、令和10年度の稼働を目指し可燃ごみの広域ごみ処理施設の建設を進めます。

### Ⅲ 生活排水処理実施計画

#### 1 処理計画量

##### (1) 処理主体人口

(単位:人)

		令和8年度計画(見込み)
計画処理区域内人口		9,894
非水洗化人口		168
浄化槽人口	みなし【単独】浄化槽人口	3,057
	合併処理浄化槽人口	6,669
	(うち公共浄化槽人口)	(3,899)
計画処理区域外人口		0

※汚水処理人口の普及状況に係る総括表 区域別処理人口(令和7年度末)から抜粋(公共浄化槽人口除く)

##### (2) し尿・浄化槽汚泥処理量

(単位:k1)

	令和8年度計画(見込み)
汲み取りし尿処理量	295
浄化槽汚泥処理量	6,590

※紀南環境衛生施設事務組合「生活排水処理基本計画書」より算出

#### 2 処理主体

本町の生活排水処理は、紀南環境衛生施設事務組合(一部事務組合)が管理する南清園においてすべて処理を行う。

#### 3 処理計画

##### (1) 合併浄化槽整備

###### ア 施設整備

本町は、町内全域を合併処理浄化槽整備区域と定め、紀宝町営浄化槽整備推進事業による公共浄化槽の整備を推進するため指定工事店方式による整備を進めます。

(指定工事店登録事業者)9事業者 ※令和8年4月1日時点

###### イ 維持管理の強化

個人設置の浄化槽については、三重県とともに年1回以上の清掃、法定検査の受診、定期的で適正な点検・管理を促します。

公共浄化槽においては、包括民間委託方式を導入し維持管理を推進します。

委託事業者 紀宝町浄化槽サービス有限責任事業組合

委託期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

#### 単独浄化槽・生活排水処理

単独浄化槽については、年1回以上の清掃、法定検査の受診、定期的で適正な点検・管理を促すとともに、生活排水処理槽（汲み取り）と合わせ、紀宝町営浄化槽整備推進事業の目的及び趣旨に合わせ、単独浄化槽撤去にかかる補助（9万円）、宅内流入配管整備に係る補助（6万円）制度を活用し単独浄化槽等からの入れ替えの推進を図ります。

## 4 収集運搬計画

### （1）収集区域

紀宝町全域

### （2）収集方法

収集は、許可業者（南清社【和歌山県新宮市】）により定期的にあるいは、使用者の申し込みにより実施します。公共浄化槽については、紀宝有限責任事業組合（南清社他2社）との契約に基づき年1回以上の清掃を実施します。